

投票に行きましょう!

4/8 (日)

埼玉県議会議員一般選挙

4/22 (日)

白岡町議会議員一般選挙



埼玉県議会議員 一般選挙

選挙区：東第7区(宮代町・白岡町・菑蒲町)

定数 1人

投票日 4月8日(日)

午前7時～午後8時

開票 4月8日(日)

午後9時から

白岡町役場1階

大会議室

期日前投票

3月31日(土)～4月7日(土)

午前8時30分～午後8時

白岡町役場1階

会議室102・103

投票できるかた

投票するためには、次の2つの要件を満たし、選挙人名簿に登録されている必要があります。

年齢要件

昭和62年4月9日までに生まれたかた

住所要件

平成18年12月29日までに住民票

が作成され、または白岡町に転入の届出をし、引き続き白岡町の住民基本台帳に登録されているかた

平成18年12月30日以降、県内の他市町村から白岡町に転入されたかたでも、前住所地の選挙人名簿に登録され、市町村で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(または「住民票の写し」)を持参すれば、**住所地の市町村(選挙人名簿に登録されている市町村)で投票することができます。**

白岡町議会議員 一般選挙

定数 18人

投票日 4月22日(日)

午前7時～午後8時

告示日 4月17日(火)

立候補届出受付日

4月17日(火)

午前8時30分～午後5時

立候補届出受付場所

白岡町役場1階

会議室102・103

開票 4月22日(日)

午後9時から

白岡町役場1階

大会議室

期日前投票

4月18日(水)～4月21日(土)

午前8時30分～午後8時

白岡町役場1階

会議室102・103

投票できるかた

投票するためには、次の2つの要件を満たし、選挙人名簿に登録されている必要があります。

年齢要件

昭和62年4月23日までに生ま



れたかた

住所要件

平成19年1月16日までに住民票が作成され、または白岡町に転入の届出をし、引き続き白岡町の住民基本台帳に登録されているかた

点字投票と代理投票

次のようなかたは、投票所の係員に申し出てください。

目が自由なかた(点字投票)

各投票所に点字投票のための投票用紙と器具が用意してあります。

体の不自由なかたや文字が書けないかた(代理投票)

投票所の係員が選挙人に代わって投票用紙に候補者の氏名を記載します。投票の秘密は守られますので、安心して申し出てください。

不在者投票

白岡町以外の選挙管理委員会
で投票を行う場合

転出や長期の出張等により、

期間中に白岡町選挙管理委員会において期日前投票ができない場合は、白岡町選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、交付を受けます。これを滞在先の選挙管理委員会へ持参し、そこで投票します。

選挙権未取得者等が白岡町において投票する場合

期日前投票日にはまだ19歳で、投票日当日までに20歳になるかたは、不在者投票となります。

指定病院などで投票を行う場合

投票日に病気やけがなどで入院していたり、老人ホームなどに入所しているかたなどのうち、不在者投票ができる施設として指定を受けた病院、老人ホーム等に入院、入所中のかたは、その指定病院などで不在者投票ができます。投票用紙などの請求は、指定病院などの指定施設におたずね



ください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳、または介護保険被保険者証をお持ちのかたで、一定の要件に該当するかたは、自宅などで投票できる郵便等による不在者投票の制度があります。

この制度を利用するには「郵便等投票証明書」が必要です。事前に選挙管理委員会に交付申請をしてください。

郵便投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票が行